

装管調第807号  
令和3年1月21日  
一部改正 装管調第4957号  
令和3年3月31日  
一部改正 装管調第12160号  
令和3年8月25日

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
殿

防衛装備庁長官  
(公印省略)

I T利用装備品等及びI T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）

標記について、I T調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成30年12月10日。関係省庁申合せ。以下「申合せ」という。）第6項の規定を踏まえ、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（防装庁（事）第3号。31. 1. 9）第8項の規定に基づき、下記のとおり定め、令和3年4月1日以後に締結した契約に適用することとしたので通知する。また、政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針については、この通知の第3項及び第4項に従い実施するものとする。

なお、I T利用装備品等及びI T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（装管調第7225号。31. 3. 29。以下「旧通知」という。）は令和3年3月31日をもって廃止する。ただし、この通知の適用の日までに締結した契約の変更契約については、なお、旧通知の例による。

## 1 趣旨

この通知は、プログラム若しくはソースコードを導入された電子部品、機器等が組み込まれた装備品等（構成品、試作品等を含む。以下同じ。）若しくはソフトウェアその他の電子計算機情報（以下「IT利用装備品等」という。）の調達又はIT利用装備品等に係る役務（以下「IT利用装備品等関連役務」という。）の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サプライチェーン・リスク 装備品等又は役務の調達に際し、契約物品（役務対象物品又は寄託品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在するソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。
- (2) 仕様書 装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第3条第4号に規定する仕様書（役務契約にあつては役務の内容を示す文書）をいう。
- (3) 官給品等 契約の相手方が当該契約の履行のために防衛省から支給され、又は貸与される材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）をいう。
- (4) 情報システム 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条第2号に規定する情報システム（同訓令第3条において適用しないとされたものを除く。）をいう。
- (5) 大臣官房長等 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第2条第2号に規定する大臣官房長等をいう。
- (6) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。

## 3 サプライチェーン・リスク対応の要求

- (1) 大臣官房長等及び防衛装備庁調達管理部長（以下「調達管理部長」という。）は、IT利用装備品等又はIT利用装備品等関連役務の調達に係る契約を適用対象に含む基本条項の中に、別紙第1を基準とするサプライチェーン・リスクへの対応に関する約定について規定するものとする。
- (2) IT利用装備品等の調達要求は、別紙第2を基準とするサプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項を規定した仕様書を添えた調達要求書により行うものとする。ただし、カタログ品については、別紙第2の「機能・性能」のみを規定することにより、調達要求を行うことができる。
- (3) 前号におけるIT利用装備品等の調達要求において仕様書の作成を要しない

場合には、サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項を入札心得又は公告等に規定することにより、契約の相手方が行うサプライチェーン・リスクへの対応を入札者に対してあらかじめ明らかにするものとする。

- (4) カタログ品の調達要求において仕様書等に提示する例示品は、サプライチェーン・リスクに十分留意して選択しなければならない。
- (5) 契約を履行する過程において契約の相手方が防衛省のIT利用装備品等（官給品等を含む。）を取り扱う調査、研究その他の役務の調達要求は、別紙第3を基準とするサプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項を規定した仕様書を添えた調達要求書により行うものとする。
- (6) 第2号又は第5号に規定する場合のうち情報システムに関する調達に係る調達要求をする場合であって、調達要求をする者が、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項（情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（装武第188号。31.1.9）別添。以下「特約条項」という。）第4条に規定する手続に加えてソースコード、プログラム、電子部品、機器等の信頼性を確認しなければ契約物品又は官給品等に格納された情報の漏えい若しくは破壊又は契約物品又は官給品等の機能の不正な停止、暴走その他の障害等により自衛隊の任務遂行に相当程度の支障を生じるおそれがあると認めるときは、装備品等の調達その他防衛上の目的のために不可欠な調達に関連する安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置として、別紙第4を基準とするサプライチェーン・リスクへの対応に関する追加的要求事項を仕様書に規定し、当該仕様書を添えた調達要求書により調達要求をするものとする。
- (7) 第2号又は第5号に規定する場合のうち情報システムに関しない調達に係る調達要求をする場合であって、調達要求をする者がサプライチェーン・リスク対応のために必要と認めるときは、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（防装庁（事）第3号。31.1.9）第4項を準用し、特約条項の適用を要求する仕様書を添えた調達要求書により調達要求をするものとする。この場合において、契約担当官等は、特約条項中「情報システム」とある部分は、契約物品及び契約の相手方が加工等する官給品等を過不足なく表す用語に置き換えるものとする。
- (8) 第6号の規定は、前号の場合に準用することができる。

#### 4 申合せに基づく助言の求め

- (1) 契約担当官等は、情報システムに関する調達又は前項第8号の規定により調達要求をされた調達をする場合であって、サプライチェーン・リスク対応の観点から必要とされるときは、調達管理部長の定めるところにより、デジタル庁及び内閣サイバーセキュリティセンターに対し、申合せ第5項後段の助言を求めるものとする。この場合において、調達要求をした者は、契約担当官等に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 前号に規定する場合のほか、契約担当官等は、別紙第1第4項の規定により契約の相手方から照会を受けた場合その他契約担当官等又は調達要求をした者においてサプライチェーン・リスクを確認する場合は、前号の例により、申合

せ第5項後段の助言を求めることができる。

- (3) 調達要求をする者は、第3項第4号における例示品の選択にあたってサプライチェーン・リスクの確認を要する場合は、調達管理部長の定めるところにより、申合せ第5項後段の助言を求めることができる。
- (4) 前3号の規定による助言の求めのうち、サプライチェーン・リスクを確認する調達物品の対象は、申合せ別紙2に掲げる機器等のうち別紙3の重要性の観点を有する機器等並びにW i f i等の無線通信機能を有する機器等又は画像や音声等によって個人を識別する機能を有する機器等（これらの識別機能を容易に組み込み可能な機器等を含む。）を基準とする。

## 5 その他

- (1) この通知の実施に関し必要な事項は、大臣官房長等及び調達管理部長がそれぞれの所掌について定める。
- (2) 大臣官房長等は、この通知の運用に当たり疑義が生じた場合には、防衛装備庁長官と協議するものとする。

添付書類：別紙第1～別紙第4

配布区分：防衛装備庁長官官房審議官、防衛装備庁の各部長、防衛装備庁の施設等機関の長

基本条項において定めるサプライチェーン・リスクへの対応に係る約定

(サプライチェーン・リスクへの対応)

- 第〇条 乙は、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。
- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
  - 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
  - 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
  - 6 第〇条第〇項【下請負、再委託等に関する約定】及び第〇条第〇項【図面等の承認に関する約定】の規定は、前5項についても適用する。[確認的規定]

注 基本条項の本条より前の条項において、「契約物品」又は「官給品等」を用いるときは、その初出部分に「(役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)」又は「(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)」を移すものとする。

契約物品（試作品を含む。）の取得を伴う調達に係る仕様書において定めるサプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項

第○ 機能・性能

【契約物品（寄託品を含む。）】は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

第○ 品質管理

○.1 【契約物品（寄託品を含む。）】は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたもの【であって、その品質を保証されたもの】でなければならない。

○.2 本【製造請負等】の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、【官給品等】について○.1の品質管理と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わないものとする。

調査、研究その他役務の調達に係る仕様書において定めるサプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項

第〇 役務等に関する要求

- 〇.〇 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、【契約物品（寄託品を含む。）又は官給品等】について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

契約物品等の障害等により任務遂行に相当程度の支障を生じる恐れのある調達に係る仕様書において定めるサプライチェーン・リスクへの対応に関する追加的要求事項

- .○ 本【製造請負、役務等】の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、【対象とする契約物品（寄託品を含む。）又は官給品等のうち、その機能の中核を制御する部分を特定して列挙（必要に応じ別記）】について、次の各号に掲げるもの（主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を導入し、又は組み込む場合には、あらかじめ、これによって情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）を有意に増大しないことを評価又は確認し、その結果を添えて、当該ソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の取扱いを官に協議するものとする。
- (1) IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成30年12月10日。関係省庁申合せ。）別紙2に掲げる機器等
  - (2) 前号に掲げるもののほか、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第22条の5第1項に規定する者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認識し、かつ、特定し得るものに限り、他のソースコード等の一部として導入され、又は組み込まれているものを含む。）